

## 松戸市病児・病後児保育事業委託業務事業者選考審査基準

### 1 基本事項

松戸市病児・病後児保育事業委託業務の事業者を公募し、申し込みのあった者の中から、別途定める「松戸市病児・病後児保育事業委託業務事業者選考審査会設置要綱」に基づき設置する審査会において、優先交渉権者を選考するための審査方法及び基準を定めるものである。

### 2 審査方法について

審査委員は、別表1「松戸市病児・病後児保育事業委託業務事業者選考審査基準表」に従い、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「劣っている」、「かなり劣っている」の5段階で評価・採点を行う。

### 3 配点について

各審査委員の配分される審査基礎点は150点満点とし、これに加算点(50点満点)を加えた点数を審査点(200点満点)とする

### 4 審査の方法

- (1) 審査点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選考する。
- (2) 審査点が高い者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目のみの審査点を合計し、最も高い者を優先交渉権者として選考する。
- (3) 前項までの手順を踏んでもなお審査点の合計が同点の場合は、審査委員の合議による優劣の比較審査を行い、優先交渉権者を選考する。
- (4) 審査の結果、審査点の合計が各審査委員に配点された審査基礎点の合計の6割に満たない場合は、応募者が1者の場合であっても、優先的交渉権者として選考しないものとする。

審査基準表

審査項目		審査の視点	参考	重要度	配点又は加算	評価					
						特に優れている	優れている	普通	劣っている	かなり劣っている	
審査委員採点（基礎点）	全体計画	1	応募動機について（事業に対する意欲や熱意があるか）	③企画提案書第1項	B	5	5	4	3	2	1
		2	事業に対する理念	③企画提案書第2項		5	5	4	3	2	1
		3	事業の趣旨を十分に理解した提案・事業計画となっているか	①事業計画		5	5	4	3	2	1
		4	事業を継続的に運営できる資金計画となっているか	③資金計画		5	5	4	3	2	1
		5	事業を安定的に運営できる経営基盤・経営能力があるか	④貸借対照表 収支計算書		5	5	4	3	2	1
	業務全般	6	実施予定地は事業を実施する上で適格（利便性など）であるか	③企画提案書第3項	A	10	10	8	6	4	2
		7	保育及び看護方針について	③企画提案書第4項及び ④令和2年度事業計画		10	10	8	6	4	2
		8	預かり児童の健康管理について	③企画提案書第5項		10	10	8	6	4	2
		9	感染症対策に関する取り組みについて	③企画提案書第6項		10	10	8	6	4	2
		10	医療機関等との連携体制の構築に関する取り組みについて また、医療機関以外の法人等の場合は、協力医の確保に向けての取り組みについて	③企画提案書第7項		10	10	8	6	4	2
		11	衛生管理に関する取り組みについて	③企画提案書第8項		10	10	8	6	4	2
	実施体制について	12	事業を確実に運営できる人員配置計画となっているか（職員の急な体調不良等、緊急時にも対応可能な体制作り）	③企画提案書第9項及び ④予定構成員一覧	A	10	10	8	6	4	2
		13	職員の育成（研修等）に関する取り組みについて	③企画提案書第10項		10	10	8	6	4	2
		14	職員の確保（採用計画や離職対策等）に関する取り組みについて	③企画提案書第11項		10	10	8	6	4	2
		15	地域や保護者との信頼関係の構築への取り組みについて	③企画提案書第12項		10	10	8	6	4	2
		16	児童虐待対応等における関係機関との連携について	③企画提案書第13項		10	10	8	6	4	2
		17	事故防止や不審者対策、災害に備えての体制作り（避難訓練、防災マニュアルの作成、職員研修等）	③企画提案書第14項		10	10	8	6	4	2
	18	運営実績	病児・病後児保育を含む保育事業等の運営実績について	⑥業務実績書	B	5	5	4	3	2	1
審査委員採点（基礎点）合計④					150	150	120	90	60	30	
加算点（担当者入力）	実施施設について	1	病院併設型である	A	20						
		2	児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室が2室以上ある		5						
		3	調理室が病児・病後児保育専用である		5						
		4	保育室について十分なスペースが確保されている（保育室の面積が評価基準面積以上であれば加算）※評価基準面積＝保育定員×1.98㎡		5						
		5	観察室又は安静室について十分なスペースが確保されている（観察室又は安静室の合計面積が評価基準面積以上であれば加算）※評価基準面積＝観察室又は安静室の数×3.3㎡		5						
		6	駐車場及び駐輪場が確保されている		5						
	7	見積額の妥当性	全応募者中、最低見積額を提示した者に加点を行う。なお、最低見積額を提示した者が複数いる場合は、最低見積額を提示した全ての者に加点を行うものとする。但し、応募者が1社の場合は見積額にかかわらず、加点はしないものとする。		5						
加算点合計⑤						50					
審査点合計（④+⑤）						200					